

3 生消取第 359 号
令和 3 年 6 月 30 日

各消費生活協同組合（連合会）
代表理事 殿

東京都生活文化局消費生活部長
（ 公 印 省 略 ）

「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う
組合の財務処理等に関する取扱いについて」の一部改正について

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページにも掲載予定ですので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

送付資料

- 1 令和 3 年 6 月 1 日付社援地発 0601 第 2 号 (写)
- 2 新旧対照表 (写)
- 3 (改正後全文 1) 消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて (写)
- 4 (改正後全文 2) 決算関係書類等様式例 (写)

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当

電話：03 (5388) 3060

FAX : 03 (5388) 1332

E-mail : S0000580(at)section.metro.tokyo.jp